

2022年2月25日

各位

会社名 アライドアーキテクト株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 中村 壮秀  
(コード番号：6081 東証マザーズ)  
問合せ先 経営企画室長 大野 聡子  
(TEL 03-6408-2791)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、2022年3月23日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものであります。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資するものと考えております。

なお、本議案における定款変更の効力は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認(以下「本確認」といいます)を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものいたします。

なお、上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(株主総会参考書類等の電子提供)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、変更案第14条(株主総会参考書類等の電子提供)第2項を新設するものであります。

- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条（招集）            定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。            （新設）</p> <p>第 14 条 <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>  <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>            （新設）</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条（招集）            定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。  <u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第 14 条 <u>（株主総会参考書類等の電子提供）</u>  <u>当社は、株主総会の招集に関し、会社法第 325 条の 2 に定める電子提供措置をとる。</u>  <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、基準日までに会社法第 325 条の 5 に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則</p> <p><u>(株主総会の招集に関する経過措置)</u></p> <p><u>第12条(招集)の変更は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案定款第14条(株主総会参考書類等の電子提供)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 : 2022年3月23日(予定)

定款変更の効力発生日 : 2022年3月23日(予定)

以上